

（評価実施時期：平成22年8月）

担当部局名： 内閣府大臣官房公文書管理課

<p>政策名</p>	<p>公文書等の保存及び利用の取組 【実績評価方式】</p>	<p>根拠となる法令等（2つまで） 国立公文書館法</p>												
<p>政策概要</p>	<p>歴史資料として重要な公文書等の国立公文書館への移管を進めるとともに、中間書庫パイロット事業の推進に取り組む。</p>													
<p>施策名</p>	<p>①公文書館制度の推進</p>													
<p>評価結果</p>	<p>【総合的評価】 中間書庫パイロット事業の実施により、今後の中間書庫制度の導入に向けた準備が進められ、公文書館制度の充実に向けた成果をあげることができた。</p> <p><施策評価結果一覧></p> <table border="1" data-bbox="368 954 1350 1055"> <tr> <td></td> <td>S</td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>未集計等</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>①</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </table> <p>（必要性） 国の活動や歴史的事実の正確な記録である公文書は、過去から教訓を学ぶとともに、未来に生きる国民に対する説明責任を果たすために必要不可欠な国民共有の知的資源であり、こうした公文書を十全に管理・保存し、後世に伝えることは、国の重要な責務である。特に、歴史的に価値のある公文書が確実に公文書館に移管されるようにするため、保存期間を終えていない公文書の評価選別や散逸防止のための中間書庫制度の導入について早急に検討することが必要になっている。このため、実験的に中間書庫を試行する「中間書庫パイロット事業」を実施することとした。</p> <p>（有効性） 中間書庫パイロット事業では、制度設計に資するため、実際の導入に向けた利便性、迅速性、安全性等の要素を検証しているが、昨年度よりも多い取扱文書量が確保でき、より多角的な検証を行うことができた。</p> <p>（効率性） パイロット事業で取り扱う文書量が昨年度より大幅に増えたことにより、各部局が国立公文書館へ歴史的公文書等に移管する際、煩雑な協議等の手続きが緩和され、ひいては他の重要作業に集中でき、また、各部局の書庫スペースの有効活用等により業務の効率化にも資することができた。</p>			S	A	B	C	未集計等	1	①	0	0	0	0
	S	A	B	C	未集計等									
1	①	0	0	0	0									
<p>反映の方向性</p>	<p>平成21年6月に成立した「公文書等の管理に関する法律」の施行及び公文書館制度の充実を含めた公文書の保存・利用に向けた体制の整備に取り組む必要がある。平成21年度には「公文書管理課」を設置し、公文書管理に係る取組を明確にしたところであり、今後も引き続き組織体制の充実強化に努めることとしている。平成23年度以降、各府省が公文書等の集中管理をする上で、また、国立公文書館が各府省の委託を受けて中間書庫を設置する上で、活用できるような検証結果を得られるよう、平成22年度は、取扱文書量をさらに拡大し、中間書庫パイロット事業を着実に実施する。</p> <p><反映の方向性一覧></p> <table border="1" data-bbox="368 1962 1350 2051"> <tr> <td>引き続き推進</td> <td>拡充等</td> <td>改善・見直し</td> <td>抜本的見直し</td> <td>平成23年度に新設</td> </tr> <tr> <td>①</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		引き続き推進	拡充等	改善・見直し	抜本的見直し	平成23年度に新設	①						
引き続き推進	拡充等	改善・見直し	抜本的見直し	平成23年度に新設										
①														